

先端研究助成基金助成金（最先端研究開発支援プログラム） 取扱要領

（平成 22 年 3 月 10 日規程第 2 号）

改正 平成 22 年 4 月 1 日規程第 14 号

改正 平成 22 年 12 月 22 日規程第 27 号

（通則）

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う最先端研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金助成金（以下「助成金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、先端研究助成基金補助金交付要綱（平成 21 年 11 月 25 日文部科学大臣裁定）及び最先端研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金の運用基本方針（平成 22 年 3 月 10 日文部科学大臣決定。以下「運用方針」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この取扱要領は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成 15 年規程第 1 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、振興会から交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（助成金の交付の対象等）

第 3 条 この助成金の交付の対象となる事業は、総合科学技術会議が最先端研究開発支援プログラムとして決定し、運用方針に示された研究開発及び当該研究開発の支援を行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 助成対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。

3 補助事業の期間は、運用方針に基づき振興会が決定した期間とする。

（定義）

第 4 条 この取扱要領において「研究支援担当機関」とは、助成金の交付対象となる事業において、適正化法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等として、補助事業のすべてに責任を有するもので、中心研究者（助成金の交付対象となる研究開発全体を指揮・統括する研究者）が指名した機関をいう。

2 この取扱要領において「共同事業機関」とは、助成金の交付対象となる事業において、適正化法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等として、研究支援担当機関と共同で研究開発若しくは当該研究開発の支援又はその両方を実施する機関をいう。

3 この取扱要領において「補助事業者」とは、研究支援担当機関及び共同事業機関を

いう。

- 4 この取扱要領において「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。

(交付予定額の通知)

第5条 振興会は、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額(以下「交付予定額」という。)を定め、その者に対し交付予定額を通知するものとする。

(交付申請)

第6条 振興会に対して助成金の交付を申請することができる者は、研究支援担当機関とする。

- 2 助成金の交付の申請をしようとする者は、申請額を研究開発事業経費、研究開発支援システム改革経費、研究環境改善等経費に区分し、振興会の定める期日までに、別に定める様式により交付申請書を提出しなければならない。
- 3 研究支援担当機関は、前項に規定する助成金の交付の申請を行うにあたり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、助成金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付の決定)

- 第7条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。
- 2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。
 - 3 振興会は、前項の交付の決定を行うにあたっては、前条第3項本文の規定により助成金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して助成金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
 - 4 振興会は、助成金の交付の条件(以下「交付条件」という。)として、必要な事項について定めるものとする。
 - 5 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を研究支援担当機関に通知するものとする。
 - 6 助成金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の交付申請書が振興会に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

第 8 条 研究支援担当機関は、助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに、交付の申請を取下げることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成金の使用制限)

第 9 条 補助事業者は、交付条件において認められる場合を除き、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実施状況報告書)

第 10 条 研究支援担当機関は毎年、年度終了後 2 ヶ月以内に、別に定める様式により補助事業の実施状況及び経費毎の助成金の支出状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。

2 振興会は、提出された実施状況報告書及び現地調査等により、助成金の執行状況を監査し、各年度における補助事業者の支出が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認し、その額を研究支援担当機関に通知するものとする。

(実績報告書及び助成金の額の確定)

第 11 条 研究支援担当機関は、補助事業を完了したときは、完了後 2 か月以内に別に定める様式により実績報告書を振興会に提出しなければならない。

2 研究支援担当機関は、前項に規定する実績報告書を提出するにあたり、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

3 振興会は、第 1 項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び現地調査等により、補助事業者の支出が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、研究支援担当機関に通知するものとする。

4 振興会は、助成金の交付の申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、助成金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、その時において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(助成金の返還)

第 12 条 振興会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める助成金の返還を研究支援担当機関に命ずるものとする。

(1) 第 10 条第 2 項の規定により研究支援担当機関に通知した額を超えて補助事業

者が当該年度に助成金を支出しているときは、その超える部分の助成金

(2) 前条第3項の規定により研究支援担当機関に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金

- 2 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第13条 研究支援担当機関は、助成金の交付申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を振興会に提出しなければならない。

- 2 振興会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項に基づく助成金の返還を命ずる場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第14条 振興会は、補助事業の廃止若しくは中止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条2項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本取扱要領、交付条件、助成金の交付の決定の内容又は法令若しくは本取扱要領若しくは交付条件等に基づく振興会の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 前項(1)及び(2)の規定は、補助事業等について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 振興会は、第1項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 振興会は、第1項(1)、同項(2)の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 第12条第2項の規定は、第3項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

(経理の調査)

第15条 振興会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その助成金の経

理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(報告の公表)

第 16 条 振興会は、実施状況報告書、実績報告書の報告の全部又は一部を公表することができる。

(その他)

第 17 条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成 22 年 3 月 10 日から施行する。

附則（平成 22 年規程第 14 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 22 年規程第 27 号）

この規程は、平成 22 年 12 月 22 日から施行する。